

薩摩川内市甑島圏域生ごみ等資源化実証事業業務委託仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、薩摩川内市（以下「委託者」という。）が発注する薩摩川内市甑島圏域生ごみ等資源化実証事業業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(事業名)

第2条 本業務の名称は、薩摩川内市甑島圏域生ごみ等資源化実証事業業務委託とする。

(業務の目的)

第3条 本業務は、令和6年度に実施した「甑島圏域生ごみ処理実施可能性調査」の成果を踏まえ、民間事業者の持つ知見、人材、設備等を活用した生ごみ資源化の島内完結型の処理体制を構築するため、委託者における生ごみの資源化の事業性及び関係する民間事業者の自立的な事業展開の可能性の検証を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第4条 本仕様書における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「生ごみ資源化」 家庭における生ごみの分別から、搬出、収集・運搬、再資源化（切り返し方式による堆肥化）、再資源化製品の流通に至るまでの全工程をいう。
- (2) 「生ごみ」 一般廃棄物に含まれる事業系、家庭系の厨芥類（食品廃棄物）をいう。
- (3) 「協力自治会」 本業務に協力する甑島圏域の自治会をいう。
- (4) 「協力事業者」 収集運搬事業者、再資源化事業者、流通事業者等、本業務に関与する民間事業者（第5条第1項(1)から(3)の事業者）をいう。
- (5) 「再資源化製品」 本業務により得られる堆肥等の再資源化物をいう。

(協力自治会及び協力事業者との協働)

第5条 本業務は、公募型プロポーザル方式により選定された受託者が主体となり、次に掲げる協力自治会及び協力事業者と協働して実施することを基本とする。

- (1) 協力自治会
- (2) 一般廃棄物収集運搬許可事業者（収集運搬事業者）
- (3) 生ごみの再資源化を担う事業者（再資源化事業者）
- (4) 再資源化製品の流通を担う事業者（流通事業者）

2 受託者は、本業務の実施に当たり、協力自治会と次に掲げる事項について十分な協議及び調整を行い、必要な合意形成を図るとともに、協力自治会との役割分担、責任範囲及び連携方法を明確化し、実施体制として円滑に運用できる状態を確保するものとする。

- (1) 生ごみの分別方法、搬出方法及び家庭内での保管方法に関する運用ルール
- (2) 収集所に設置する回収用バケツの場所、設置する数量その他必要な施設の条件
- (3) 収集所の清掃、点検、異物混入への対応、苦情対応その他日常運用に係る役割分担
- (4) 台風、豪雨等の災害時の運用停止及び再開の周知方法
- (5) 住民説明会の実施及び周知資料の作成等による運用ルールの理解促進

3 受託者は、本業務の実施に当たり、第1項に掲げる協力事業者との役割分担、責任範

囲及び連携方法等を明確化した上で契約を締結し、実施体制として運用できる状態を確保するものとする。

- 4 本業務は、地域の民間事業者の参画による実運用を通じて、将来的な事業化の可能性を検証することを基本とするが、収集運搬、再資源化または流通の業務を受託者が担うことも可とする。

(履行期間)

第6条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日（金）までとする。

(業務対象区域)

第7条 本業務の対象区域は甑島圏域とし、生ごみの分別収集を行うモデル地区は協力自治会の意向を踏まえて委託者が調整し、受託者と協議の上決定するものとする。

(業務の基本方針)

第8条 本業務は、受託者の創意工夫を最大限活用し、次の方針で実施する。

- (1) 島内完結型の資源循環の構築

島内完結型の資源循環（収集運搬、資源化、流通）を実現するための可能性を、実運用で検証すること。

- (2) 住民負担の最小化

住民（協力自治会）に過度の負担がかかることがないように、参加しやすく継続可能な仕組みを設計すること。

- (3) 地域事業者との連携による持続可能な事業モデルの検証

地元の民間事業者が自立的・継続的に生ごみ資源化の実務を担えるような体制づくりを目指し、民間事業者の有する人材、設備の活用、民間事業者間のノウハウの移転、工程ごとの役割分担の可能性を検証すること。

- (4) 災害（台風・豪雨）対応を含めた運用体制の確立

台風・豪雨等の災害リスクを踏まえ、衛生の保全、安全の確保及び周知の方法を含めた運用の強靱性を確保すること。

- (5) 定量データに基づく事業性評価

定量データ（量、質、コスト及び時間等）に基づき実現可能性、収益性、費用対効果等の事業性を評価すること。

(売却収入の帰属)

第9条 本事業において、生ごみ資源化による再資源化製品等の売却等による収入（以下「売払収入」という。）は、原則として委託者に帰属するものとする。

- 2 受託者は、売却収入を適正に管理し、その発生状況を明確にするとともに、売却収入に関する帳簿及び証拠書類（以下「帳簿等」という。）を整備しなければならない。

- 3 委託者は、必要に応じ帳簿等の提出を求めることができる。

(受注者の責務)

第10条 受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を厳守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

- 2 本仕様書及び添付図書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これ

らに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任を持って充足しなければならない。

- 3 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認を受けた後、作業を進めるものとし、委託者と密接な連絡を取り業務を遂行しなければならない。

(関係法令等)

第11条 本業務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令、条例、許認可、指導、通達及び国・県・市の関連計画等との整合を図るものとする。

- 2 収集運搬については、一般廃棄物収集運搬の許可等、必要な資格、許可及び届出を満たす体制で実施しなければならない。

(情報セキュリティ及び個人情報保護)

第12条 受託者は、本業務において取り扱う情報資産及び個人情報（協力自治会の世帯情報、連絡先、アンケート回答等を含む。）を、関係法令及び委託者の規程に従い適切に管理し、漏えい、滅失、毀損、不正アクセス等を防止しなければならない。

- 2 受託者は、情報の取扱いに関する作業手順、アクセス権限、保管方法、廃棄方法、インシデント時の連絡体制を業務実施計画書に明記するものとする。
- 3 事故又はそのおそれを認知した場合、受託者は直ちに委託者へ報告し、被害拡大防止、原因究明、再発防止を実施するものとする。

(秘密の厳守)

第13条 受託者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、委託者の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

- 2 受託者は、成果品を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りではない。

(疑義)

第14条 受託者は、本業務を遂行する上で、本仕様書に明記されていない事項や疑義が生じたときは、速やかに委託者と協議し、合意した内容に基づき業務を遂行するものとする。

(管理技術者等)

第15条 受託者は、業務の実施に当たり、管理技術者（総括責任者）を定め、その氏名その他必要な事項を委託者へ提出するものとする。

- 2 管理技術者は、本仕様書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、協力事業者を含む実施体制における責任区分（役割分担、指揮命令系統、緊急連絡網）を明確化し、体制図として提示するものとする。

(業務計画書)

第16条 受託者は、契約締結後、業務の着手に先立ち、次の関係書類を遅延なく委託者へ提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 業務着手届出書
- (2) 業務工程表

- (3) 実施体制図
- (4) 管理技術者経歴書
- (5) 業務実施計画書
- (6) その他、委託者が指示する書類

2 生ごみ資源化に着手する前までに、協力自治会の負担軽減に配慮した生ごみ分別の運用ルール（案）を作成し、委託者の確認を受けた上で協力自治会向けの説明資料（チラシ・掲示物等）を作成するものとする。

（協 議）

第17条 本業務の着手時及び業務遂行時における協議及び打合せは綿密に行うものとし、業務遂行時における協議は、委託者の指示又は受託者からの申入れにより随時実施する。

2 受託者は協議した事項を記録し、次回打合せの際に相互確認するものとする。

（再委託）

第18条 受託者は、本業務の実施に際し、再委託を行う場合は主たる業務を除くものとし、事前に委託者の承諾を得なければならない。

2 再委託先に対しても、本仕様書に定める秘密保持、個人情報保護、安全管理等を遵守させること。

（図書の貸与）

第19条 受託者は、業務の実施に際し必要な図書資料等を所定の手続きにより借り受けるものとする。

2 貸与された資料は外部に漏らしてはならず、業務完了後速やかに委託者へ返還するものとする。

3 文献等を引用する場合は出典を明記するものとする。

（不測の事態の発生）

第20条 本業務の遂行中、不測の事態（事故、悪臭・衛生上の苦情、地域住民とのトラブル、災害等）が発生した場合は、受託者は速やかに委託者へ連絡し、指示を仰ぐものとする。

2 受託者は、初動対応（一次対応、拡大防止、原因仮説、再発防止案）を整理し、報告するものとする。

（安全管理・衛生管理）

第21条 受託者は、関係法令等を遵守し、作業者及び住民の安全確保、衛生確保、感染症対策（必要な場合）に十分配慮して業務を遂行するものとする。

2 再資源化設備（堆肥化）及び回収用バケツは、雨水の流入、生ごみの飛散、害獣・害虫による被害及び悪臭の発生を抑制する構造及び運用とし、そのために必要な対策を講じること。

（進捗管理）

第22条 委託者は、業務の質の確保に努め、必要に応じて成果品、記録及び運用状況の確認を行う。受託者は、求めに応じて資料提示、説明を行うものとする。

（検 査）

第23条 受託者は、成果品の引渡しに当たり検査を受けなければならない。

2 訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

3 引渡し後に誤りが判明した場合は、受託者の責任において修正するものとする。

(成果品の帰属及び利用)

第24条 本業務により作成・取得した成果品（報告書、データ、写真、運用マニュアル等）の著作権その他の権利の取扱いは、契約書の定めによる。

2 受託者は、委託者の承認なく成果品を公表、転載、二次利用してはならない。

第2章 業務内容

(業務の範囲)

第25条 本業務は、生ごみ資源化の全工程（分別、搬出、収集運搬、再資源化、流通）を対象とし、実運用を通じて、工程ごとの施設・設備、運用等の条件、コスト構造、生ごみ資源化の課題及びその改善策を検証するものとする。

2 受託者は、生ごみ資源化の各工程における協力自治会及び協力事業者との連携・協働に関する全体のマネジメント及び総合調整を担うものとする。

(受託者に求める役割)

第26条 受託者は、次の役割を担うものとする。

(1) 協力事業者との協働体制の構築及び総合調整

(2) 生ごみ資源化の全工程のマネジメント

(3) 生ごみの再資源化に必要な施設、設備・資機材等の調達及び運用

(4) 事業性、収益性及び実現性の検証

(協力自治会との連携、分別及び搬出の設計)

第27条 受託者は、協力自治会と連携し、次の事項について検討及び実証を行うものとする。

(1) 分別方法の設計

他市町村の先進事例等を参考として、協力自治会の各家庭に過度な負担とならない生ごみの分別ルール（分別の対象物、水切り対策等）を検討・検証する。

(2) 家庭内での保管方法の検証

ア 他市町村の先進事例等を参考として、生ごみを収集所に搬出するまでの一次保管の方法（臭気対策、虫対策、衛生対策等）を検討・検証する。

イ 受託者は、生ごみの一時保管に使用する保管用のバケツを調達し、協力自治会の各家庭に配布する。

(3) 収集所への搬出方法の設計

他市町村の先進事例等を参考として、協力自治会の各家庭に過度な負担とならない生ごみの搬出ルール及び搬出方法を検討・検証する。

なお、生ごみの分別収集を行う期間中（令和8年10月～12月）の収集所の清掃及び回収用バケツの状況確認等については、必要に応じて協力自治会、協力事業者と事前に協議し、調整すること。

ア 協力自治会の各家庭で分別された生ごみを回収するため、協力自治会の収集所に

回収用バケツを設置することとするが、回収用バケツを設置する場所や設置する個数については、生ごみの分別を開始する前までに協力自治会と調整すること。

イ 生ごみの分別収集を行う期間中は、24時間いつでも協力自治会の収集所に搬出できる運用とする。

ウ 回収用バケツは蓋付きのものとし、悪臭対策として回収用バケツには木くずを添加する。

(4) 大雨・台風時等の周知方法及び運用停止、再開の判断基準の設計

大雨や台風等の影響によって、収集運搬事業者が生ごみ（回収用バケツ）を回収できない場合の協力自治会への周知方法及び回収を再開する場合の判断基準を検討・検証する。

(5) 協力自治会に対する運用ルールの周知・説明

本業務に係る協力自治会の理解度を深めるため、協力自治会向け説明資料を作成し、協力自治会の全世帯を対象とした住民説明会等を通じて生ごみの分別や搬出等に係る運用ルールの周知・説明を行う。

（収集運搬の設計及び運用）

第28条 受託者は、収集運搬事業者との事前調整、契約締結及び進捗管理を行うとともに、次の事項について検討及び実証を行うものとする。

(1) 収集運搬事業者との協力・連携体制の構築

生ごみの分別を開始する前までに、生ごみの収集運搬に必要な資機材の調達や人員の確保等について、地元の収集運搬事業者と協議を行い、生ごみの収集運搬に係る協力・連携体制を構築する。

ア 協力自治会：上甕島（里町・上甕町）内の1～2自治会

（ア）参加世帯数：200世帯（想定）

（イ）収集所の数：12～14か所（想定）

イ 収集運搬の期間：令和8年10月から同年12月までの3か月

ウ 収集運搬事業者

本事業における生ごみの収集運搬事業者は、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている事業者とする。

なお、市が発注する一般廃棄物収集運搬業務委託の受託事業者は以下のとおり。

対象区域	事業者名	所在地	電話番号
上甕島	五色産業(株)	薩摩川内市上甕町中甕475番地2	09969-2-1111
下甕島	(株)イワモト	薩摩川内市中郷町5555番地	0996-29-4688

(2) 回収用バケツの仕様、設置方法及び設置後の運用等の検討

協力自治会の収集所に設置する回収用バケツの仕様、必要数、設置方法及び設置後の運用等については、地元の収集運搬事業者の意見や他市町村の先進事例等を参考に決定する。

ア 甕島圏域は、風の強い日が多いことから、恒常的な強風対策を検討する。

イ 生ごみの収集日に生ごみの入った回収用バケツを回収した後、新たな回収用バケツを設置する運用とする。

ウ 甌島島内では水を安定的に確保することが困難なことが想定され得るため、回収用バケツの洗浄等にあっても水を使用しない運用を検討する。

(3) 収集運搬時の環境保全対策

生ごみの収集運搬に際し、他市町村の先進事例等を参考として、回収用バケツから汚水が漏洩しないための対策や生ごみ臭が拡散しないための対策等を検討する。

(4) 安全で効率的な回収方法の検討

生ごみの入った回収用バケツは、かなりの重量となるため、地元の収集運搬事業者の意見や他市町村の先進事例等を参考として、回収用バケツを安全かつ効率的に収集するための回収手順や必要な資機材等を検討する。

なお、回収用バケツの回収は、燃えるごみの収集日に合わせて週2回実施することとし、回収量は薩摩川内市甌島区域生ごみ処理実施可能性調査成果報告書」を基に算定した11.2tを想定している。

(5) 収集運搬のコスト構造の分析

(1)から(4)に掲げる収集運搬の実証を通じて収集運搬のコスト構造を分析し、将来的な処理量の規模拡大も視野に入れた経済合理性が高く、より効率的な収集運搬体制等を検討する。

(6) 回収運用マニュアルの作成

効率的かつ経済合理性に優れた収集運搬と作業従事者の安全性の確保を実現するため、(1)から(5)の成果を踏まえた回収運用マニュアルを作成する。

(再資源化設備の整備及び運用)

第29条 受託者は、生ごみに微生物を添加して、発酵を促すことで堆肥化することを基本として、次の事項について検討及び実証を行うものとする。

(1) 堆肥舎等の整備

ア 本業務の事業期間や再資源化する生ごみの処理量を踏まえて、本業務で使用する堆肥舎等の再資源化設備の整備計画（施設の規模、処理能力等の仕様、整備箇所及び整備スケジュール等）を検討し、甌島島内に整備する。

なお、甌島島内では再資源化設備で使用する水の確保が困難なことも想定され得るため、水を使用しない運用を前提として設備を検討すること。

イ 再資源化設備は、上甌島一般廃棄物中継施設の既存施設（ストックヤード）を活用することとし、新たな堆肥舎等の施設が必要となる場合は、同施設の敷地内に建設すること。（同施設内の施設の配置図は別添の資料1参照のこと）

(2) 堆肥化運用マニュアルの作成

生ごみを堆肥化する上で必要な生ごみへの木くずの添加、攪拌・切り返し等の作業計画のほか、適切な水分調整と温度管理を実現するため管理手法、再資源化設備の管理運営に必要な資機材の調達と人員の確保及び管理運営上の安全対策等を検討し、その成果を踏まえて堆肥化運用マニュアルを作成する。

(3) 堆肥化の阻害要因の分析と抑制策の検討

堆肥化の阻害要因となる水分過多、生ごみに含まれる塩分及び油分のほか、混入した異物等による影響を分析し、これら阻害要因による影響を排除または抑制するため

の対策を検討する。

(4) 大雨・台風等の災害対応

生ごみを堆肥化の上では適切な水分調整と温度管理が重要であることから、大雨・台風等の災害時においても安定した再資源化設備の運用が実現するよう、強風対策、雨水対策のほか停電等の対応策等を検討する。

(5) 市場性の高い再資源化製品（堆肥）の製造

ア 生ごみ資源化により製造された再資源化製品の安定した流通を実現するため、生ごみに混入した異物の除去、適正な熟成管理を通じて市場性の高い再資源化製品を製造する。

イ 市場性のある完熟堆肥を製造するために必要な破砕機、散水機等の資機材や熟成期間の設定等を考慮した作業スキームを検討する。

(6) 再資源化における処理残渣等の処分

生ごみに混入した異物等や堆肥化における処理残渣を効率的に選別、除去するための方法を検討し、併せて生ごみから除去した異物等を適正に処分する方法についても検討する。

(7) 地元の民間事業者による継続的な運用の可能性

再資源化設備を運用していくために必要な人材、施設・設備及び運用に必要な費用等の条件を整理し、地元の民間事業者が継続的に運用していくことの可能性を検証する。

（再資源化製品の流通及び利用）

第30条 受託者は、次の事項について調査及び検証を行うものとする。

(1) 流通に必要な資機材の検討

堆肥化した再資源化製品のパッケージ（包装・梱包）から輸送・運搬に必要な資機材を検討する。

(2) 流通先の調査及び受入要件の整理

島内完結に向けた甑島圏域の住民や事業者を対象とした調査を行い、甑島島内における農業、園芸、公共事業、民間等の需要のほか、島内利用者の求める品質・性能など再資源化製品の受入要件を把握する。

(3) 経済合理性からみた流通経路の検証

再資源化製品の島内流通のほか、島外に流通する場合の流通経路を調査し、流通経路ごとに経済合理性を評価・検証する。

(4) 安定した収益性の確保

生ごみ資源化の収益性の向上を図るため、ブランド化による付加価値の向上や価格競争力を高める販売価格や取引形態の在り方等を検討・検証する。

(5) 再資源化製品の商品プロモーション

再資源化製品の安定した流通を実現するため、再資源化製品の商品プロモーション（品質、安全性及びトレーサビリティのPR）の在り方を検討する。

(6) 流通計画及び販売・配布スキーム案の作成

(1)から(5)の成果を踏まえ、再資源化製品の安定した流通を実現するための流通計画

及び販売・配布スキーム案を作成する。

なお、本事業で製造された再資源化製品の一部を、公共事業や地元の地域活動に無償で提供する場合の運搬や提供の方法についても検討すること。

(事業性、実現性等の検証)

第31条 受託者は、各工程の検討及び実証結果に基づき、次の事項を実施するものとする。

(1) 工程別のコスト構造の分析

生ごみ資源化の工程ごとに固定費、変動費、備品購入費、労務費、保守管理費、消耗品等のコスト構造を分析する。

(2) 甑島圏域における生ごみ資源化の本格実施に向けた諸条件の整理

甑島圏域を対象として生ごみ資源化を実施する場合に必要な施設、設備、人員、協力事業者との協力体制等の条件を本業務における実証の成果に基づき整理する。

(3) 甑島圏域における生ごみ資源化に要する経費の試算

本業務における実証の成果に基づき、甑島圏域を対象として生ごみ資源化を実施する場合に必要な収集運搬、資源化、流通等の経費を試算する。

(4) 民間事業者による自立的な事業展開の可能性評価

本業務における実証の成果に基づき、甑島圏域の生ごみ資源化の事業性を検証し、民間事業者の自立的な事業展開の可能性を評価する。

(5) 甑島圏域における生ごみ資源化の継続性等の検証

本業務における実証の成果に基づき、生ごみ資源化の各工程の実務を地元事業者が継続的に担っていくことの可能性を人材、設備及び費用負担等の観点から検証する。

(6) 市域全域を対象とした生ごみ資源化の実現性の検証

生ごみの分別収集の対象エリアを甑島圏域から市全域に拡大した場合の生ごみ資源化の実現性を本業務における実証の成果に基づき検証する。

(7) 甑島圏域生ごみ等資源化事業実施計画書の作成

(1)から(6)の成果を踏まえた最終報告書を作成するとともに、本業務で得られた実証記録データ等を基に本格実施に向けた改善策を検討し、甑島圏域の生ごみ資源化の本格実施に向けた甑島圏域生ごみ等資源化事業実施計画書を作成する。

(実証記録データの整理)

第32条 受託者は、実証の再現性及び事業性を評価するため、次のデータを取得し、整理するものとする。

(1) 排出量及び回収量（回収回数、容器・重量単位、将来推計を含む）

(2) 異物混入状況（種類、頻度、対策実施の効果）

(3) 臭気及び衛生上の課題（苦情件数、発生条件、対策）

(4) 再資源化工程（投入量、含水率管理、温度推移、切り返し頻度、熟成時間等）

(5) 製品量及び品質の評価方法と結果

(6) 作業時間、必要人員、資機材、消耗品等

(7) 工程別コスト（実績値）

第3章 資機材の調達等

(資機材の調達の基本)

第33条 本業務に必要な資機材（容器、設備、機器、消耗品等）は、受託者が調達することを基本とし、提案内容に基づき、適切な仕様及び数量を設定するものとする。

2 資機材の仕様は、離島環境（塩害、強風、豪雨、搬送制約）及び高齢者を含む住民の利用を踏まえ、安全性、耐久性、操作性、衛生性等を確保するものとする。

(分別及び搬出に必要な資機材等)

第34条 受託者は、協力自治会の各家庭に配布する保管用バケツを調達し、配布するものとする。なお、以下に必要な資機材を例示するが、詳細は提案による。

(1) 協力自治会の世帯数：200世帯（想定）

協力自治会の各家庭に保管用バケツを配布する。なお、実証期間中に保管用バケツの紛失・破損があった場合は予備の保管用バケツを配布すること。

(2) 保管用バケツの要件

ア ふた付きであり、一定の気密性が保てること（悪臭対策）

イ 容易に洗浄が行えること

ウ 日常使用に耐えられる強度を有すること

※ 具体的な仕様（容量、材質、形状等）は提案により示すこと。

2 配布した保管用バケツの所有権は、協力自治会の各家庭に帰属することとするが、本事業の終了後に回収を希望された場合には、速やかに回収し、処分するものとする。

(収集運搬に必要な資機材等)

第35条 受託者は、収集所に設置する回収用バケツ及び転倒防止用の固定資材を調達するものとする。なお、必要な資機材の詳細は提案による。

(1) 回収用バケツ

気密性が高く、かつ、開閉（投入）しやすい構造（スライドロック式、バックルロック式等）とすることを基本とする、悪臭対策、耐風対策を考慮すること。

ア 回収用バケツの数量

本業務で必要となる回収用バケツの数量については、以下の点を踏まえて検討すること。

① 本事業においては、協力自治会の数を2自治会とし、1自治会につき6箇所の収集所に各2個の回収用バケツを配置する想定であるが、収集所のスペースや採用する回収用バケツの容量を踏まえた検討が必要となる。

② 生ごみの収集日に回収用バケツの回収と併せて、新たな回収用バケツを配置する運用となることから、回収用バケツを配置する数の少なくとも2倍の回収用バケツが必要となる。

③ 回収用バケツが破損・紛失した場合に備えて、一定数の予備バケツを確保する必要がある。

イ 回収用バケツの要件

① 高い気密性（悪臭防止）

② 開閉の容易性（高齢者への配慮）

- ③ 耐風性（転倒防止構造）
- ④ 強風対策としての固定方法（木枠ホルダー等）

(2) 転倒防止用の固定資材

回収用バケツの強風対策として、回収用バケツの収集運搬に支障がなく、かつ、強風による転倒を防止できる回収用バケツの固定資材を調達する。（具体の強風対策については、提案による。）

(3) 収集運搬に使用する車両・機材

地元の収集運搬事業者の有する人員、資機材等の現状を踏まえ、経費縮減と収集運搬の作業効率の向上、作業従事者の安全性の確保との両立を図りながら、収集運搬に必要な車両（パワーゲート車等）や付帯機材を検討し、調達する。

- 2 回収用バケツ及び付帯する資機材は、生ごみの分別収集を行う期間の終了後、速やかに回収し、処分するものとする。
- 3 回収用バケツを収集所に設置する際に、やむを得ず土地の形状等に変更を加えた場合は、生ごみの分別収集を行う期間の終了後、速やかに原状に復すものとする。ただし、協力自治会が希望する場合は、この限りではない。
（再資源化に必要な資機材等）

第36条 受託者は、堆肥化に必要な施設、設備及び資機材（再資源化設備）を整備し、運用するものとする。なお、以下に必要な資機材を例示するが、詳細は提案による。

- (1) 堆肥舎：雨水流入防止、排水対策、飛散防止、作業動線、安全確保を満たす構造とすること。
- (2) 攪拌・切り返し資機材：ショベルローダー、攪拌機等
- (3) 水分・温度調整資機材：散水、覆材、温度測定、含水率管理等
- (4) その他：破砕機、ふるい機等（提案内容により必要性を示すこと）
- 2 微生物資材等を用いる場合は、投入方法、管理方法及び効果検証方法を明確にすること。
- 3 堆肥舎については、周辺地域への悪臭等の影響等を考慮した上で設置場所を決定することから、地権者及び委託者と事前に協議を行い、堆肥舎の設置場所はもとより、本事業終了後の堆肥舎等の撤去及び処分の方法等についても合意を得るものとする。
（流通に必要な資機材）

第37条 受託者は、再資源化製品の選別、梱包、保管、運搬等に必要な資機材を調達し、運用するものとする。なお、以下に必要な資機材を例示するが、詳細は提案による。

- (1) 選別・梱包機材：破砕機、ふるい機、梱包機等
- (2) 梱包資材：袋、ラベル、パレット等
- (3) 保管資材：雨水、潮風、害獣対策等を講じた保管方法を提案すること。

第4章 成果品

(成果品)

第38条 本業務の成果品は次のとおりとし、原則として汎用的なソフトウェア（Word、Excel、PDF）で作成した電子データにより納品するものとする（部数・媒体等は協議により定める）。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 協力自治会向け説明資料 | 1 式 |
| (2) 回収運用マニュアル | 1 式 |
| (3) 堆肥化運用マニュアル | 1 式 |
| (4) 流通計画及び販売・配布スキーム案 | 1 式 |
| (5) 実証記録データ | 1 式 |
| (6) 最終報告書 | 1 式 |
| (7) 甕島圏域生ごみ等資源化事業実施計画書 | 1 式 |